

参考資料 1

林野公共事業の概要

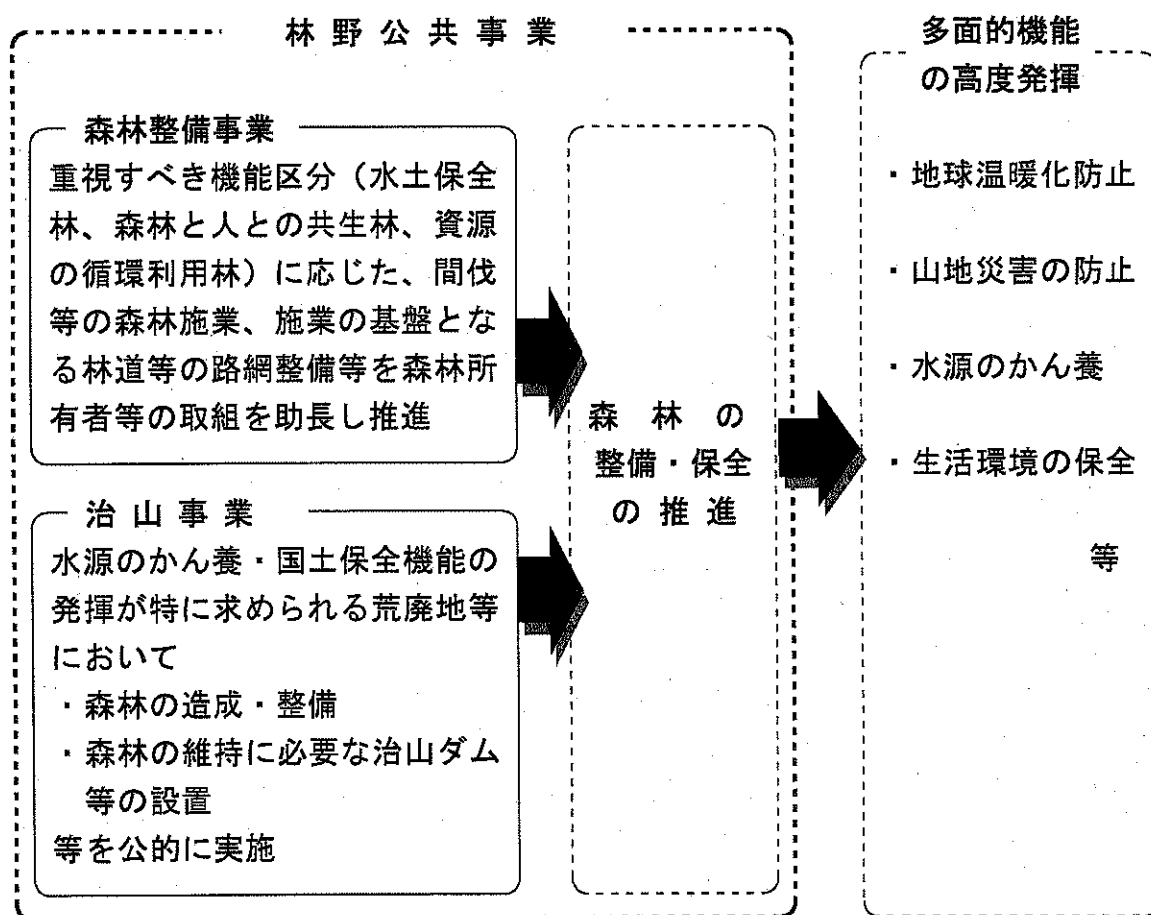
林野公共事業について

1 林野公共事業の目的

森林は、木材の供給等の経済的機能のほか、二酸化炭素の吸収・固定等による地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全・形成、保健・文化・教育的な利用の場の提供等の公益的機能を発揮することにより、安全で快適な国民生活の確保に貢献している。

林野公共事業は、国民生活の安定の基礎となる重要な社会資本である森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るとともに、林業・林産業の振興、山村の生活環境の改善を通じて国民福祉の向上に大きく貢献するものである。

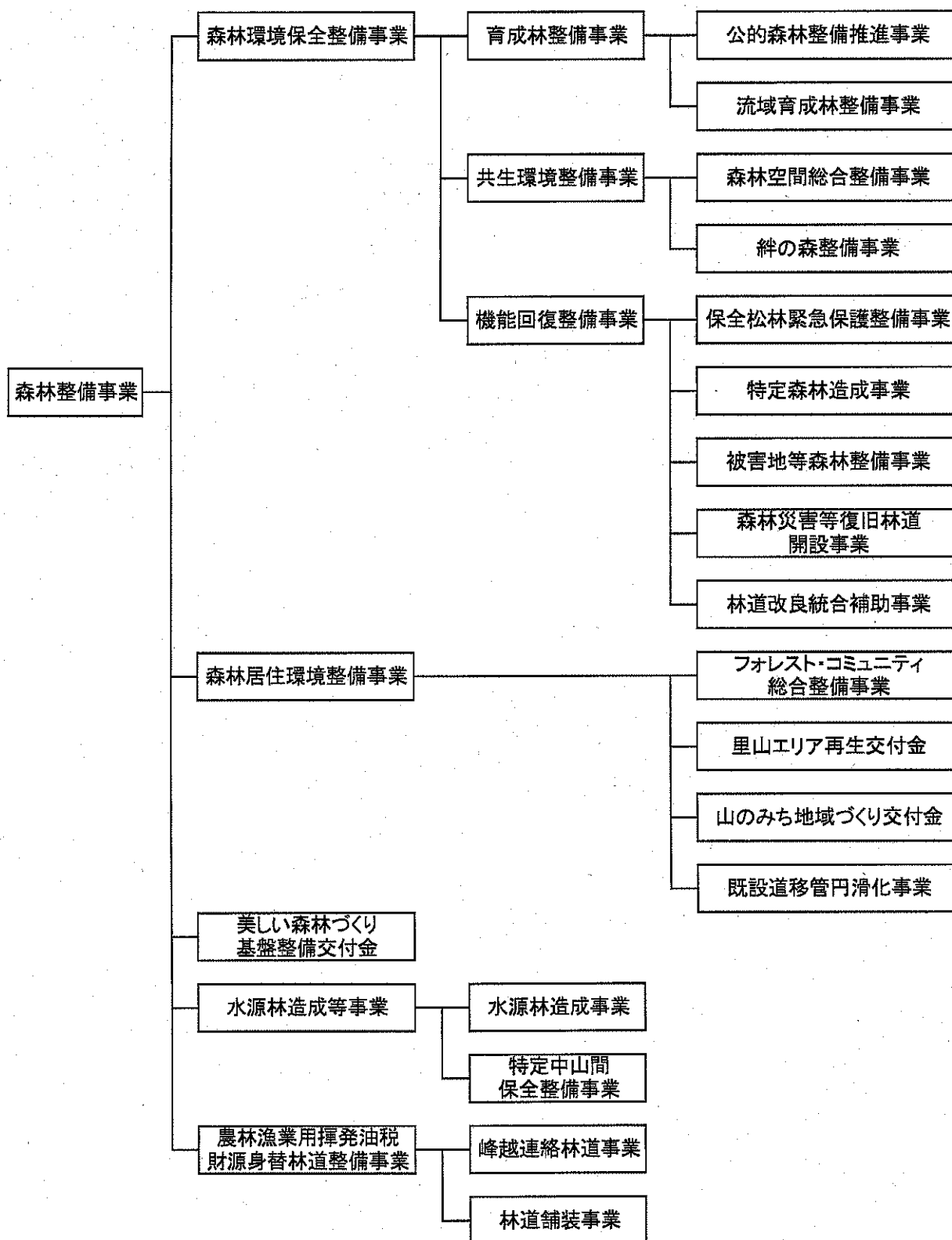
○林野公共事業の目的



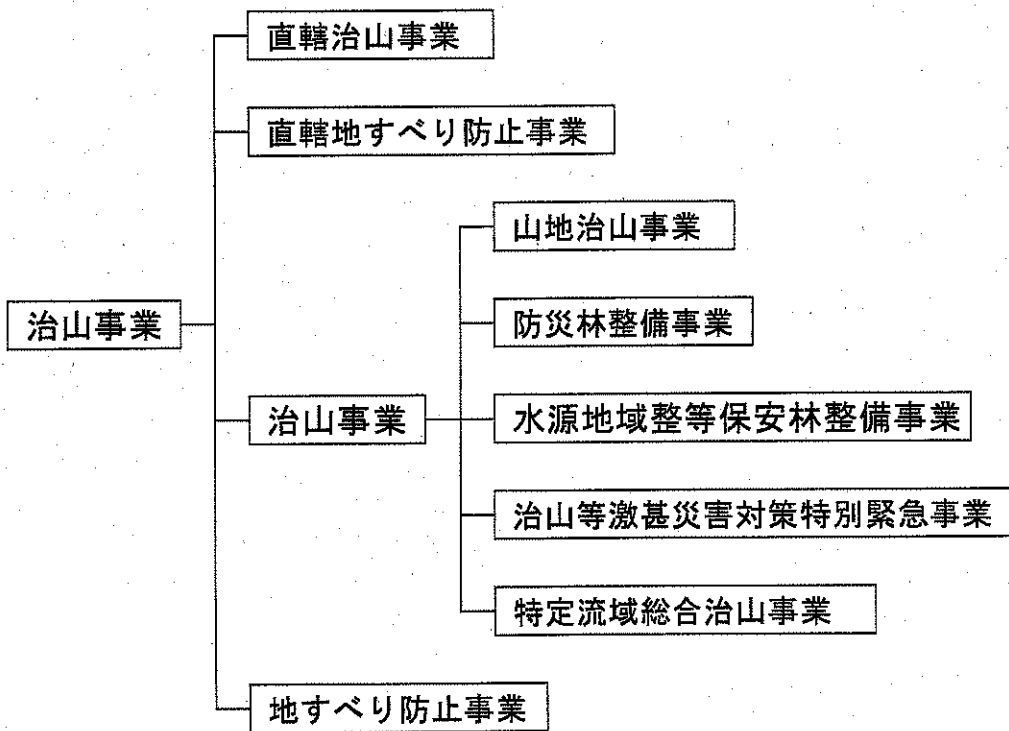
2 林野公共事業の体系

林野公共事業における現行の事業体系は以下のとおりである。

(1) 民有林森林整備事業の体系



(2) 民有林治山事業の体系



3 林野公共事業の内容

(1) 森林整備事業の概要

① 森林環境保全整備事業

新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、100年先を見据えた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する。

- ・ 育成林整備事業（公的森林整備推進事業・流域育成林整備事業）
育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網を一体的に整備
- ・ 共生環境整備事業（森林空間総合整備事業・絆の森整備事業）
森林環境教育等の利用のための森林空間や林道の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進
- ・ 機能回復整備事業（保全松林緊急保護整備事業・特定森林造成事業・被害地等森林整備事業・森林災害等復旧林道開設事業・林道改良統合補助事業）
森林の基本的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施

② 森林居住環境整備事業

（フォレスト・コミュニティ総合整備事業、里山エリア再生交付金）

森林整備の基礎となる骨格的な林道の整備とともに、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出するため、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤の整備を、地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。

③ 美しい森林づくり基盤整備交付金

市町村の自主性・裁量性を活かし、積極的な森林整備を展開していくため、市町村に直接交付する交付金を創設し、市町村等による作業路網の整備、所有者による施業が困難な森林等における施業及び地域の提案によるソフト的な取組等に対して助成する。

④ 水源林造成等事業

水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資する。

- ・ 水源林造成事業

民間による造林が困難な奥地水源地帯において、水源をかん養するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。

- ・ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する。

⑤ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から林道の舗装事業を実施している。

(2) 治山事業の概要

① 直轄治山事業

山地災害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林において荒廃地等の復旧整備を実施。

② 直轄地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、事業の規模が著しく大きい場合や高度の技術を要する場合などであって、国土保全上特に重要なものである場合に、国が民有林の地すべり防止区域において地すべりを防止する対策工事を実施。

③ 山地治山事業

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽工等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施。

④ 防災林整備事業

なだれや飛砂、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、なだれ防止林、海岸防災林、防風林等の造成を実施。

⑤ 水源地域等保安林整備事業

水源かん養機能や土砂流出・崩壊防備機能等の保安林の機能の回復を図るため、これらの機能が低下した保安林における森林の整備や、水源地域等における荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備を実施。

⑥ 治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風・集中豪雨・火山活動等により著しく激甚な災害が発生した一連の地区において、緊急かつ集中的に荒廃地等の復旧整備を実施。

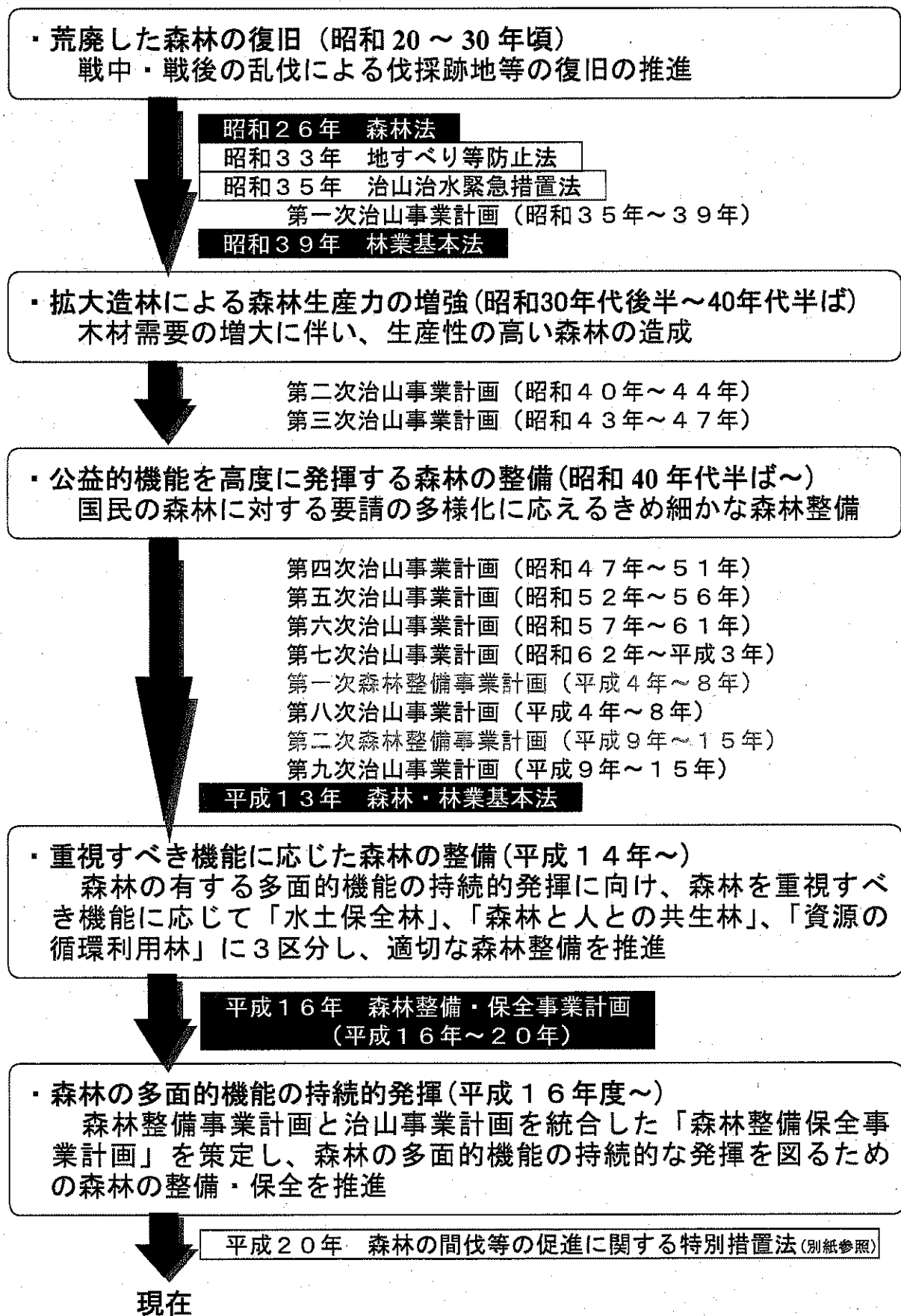
⑦ 特定流域総合治山事業

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している箇所において、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体とした計画的な整備を実施。

⑧ 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止区域において地すべりを誘発する地下水の排除等を行う対策工事を実施。

4 林野公共事業の変遷



(別紙)

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（概要）について

平成20年5月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

我が国森林が京都議定書に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成24年度までの間における森林の間伐等（以下「特定間伐等」という。）の実施を促進するため、市町村による特定間伐等促進計画の作成等について定めるとともに、当該計画に基づく特定間伐等に関し、交付金の交付、地方債の特例等の措置を講ずる。

II 法律の内容

(1) 基本指針の策定

農林水産大臣は、特定間伐等の実施の促進に関する基本指針を定める。

(2) 基本方針の策定

都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができる。

(3) 特定間伐等促進計画の作成

市町村は、基本方針に即して特定間伐等促進計画を作成することができる。

(4) 交付金の交付

国は、特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(5) 地方財政法の特例

地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、地方債の起債対象とすることができる。

(6) 森林法の伐採届出の特例

特定間伐等促進計画に従って行われる間伐については、市町村の長への伐採の事前届出に関する規定（森林法第10条の8第1項）は適用しない。

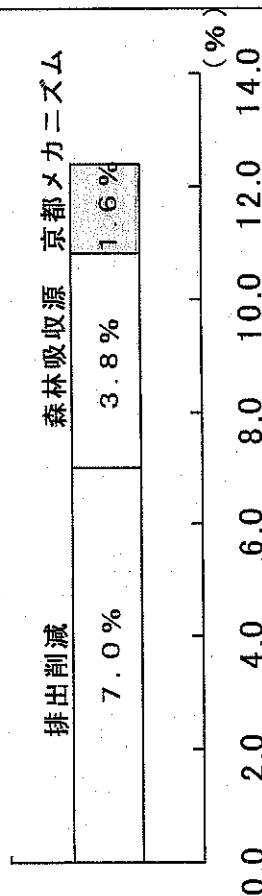
III 施行期日

公布の日（平成20年5月16日）

京都議定書目標達成における森林吸収源の位置付け

京都議定書による約束の履行

- 我が国の温室効果ガスの排出量は第1約束期間において基準年(1990年)に比して6%の削減を約束。
- しかし、2006年の速報値では6.4%増となっており、12.4%分の削減が必要な状況。
- 我が国の森林吸収量は1300万炭素トン(3.8%相当)が上限値として認められている。



森林吸収源の対象と認められる「森林経営」の考え方

- 持続可能な方法で森林の多様な機能を十分発揮する作業を実施した森林

＜我が国の森林経営の考え方＞

○育成林

「森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業」(植栽、下刈、間伐等)が行われている森林

○天然生林

「法令等に基づき伐採・転用規制等の保護・保全措置」が講じられている森林



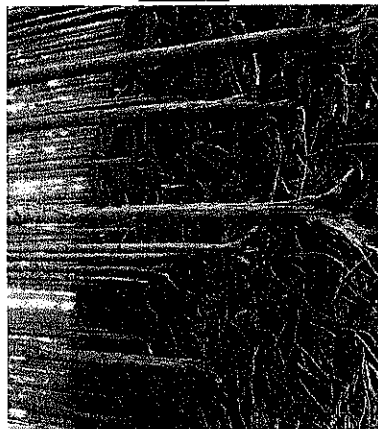
(管理された天然生林)

目標 (育成林の整備)

京都議定書森林吸収目標の達成に向け、

2007～12年の6年間で330万ha(55万ha/年)の間伐を推進

※従来の整備水準に加え、毎年20万haの追加的な間伐等が必要



(間伐の遅れた森林)



(間伐を行い適正に管理された育成林)

○森林整備事業(間伐等)の負担割合

※標準的なケース

国	都道府県	森林所有者
(約5割)	(約2割)	(約3割)

森林吸収源目標の達成に向けた間伐等の推進の課題と対応

○森林吸収目標達成のためには、平成19～24年度の6年間に毎年20万haの追加的な間伐等が必要

○ 必要な財源の確保（平成20年度に向けた取組）

省をあげての取組、補正予算の活用により必要な予算を確保

◆平成20年度においては、19年度補正予算と合わせ、546億円を追加措置（概ね21万ha分）

○平成19年度補正予算 240億円
（災害防止を目的とした緊急的な間伐を実施）

○平成20年度当初予算 306億円
・農林水産関係事業一体となった森林整備（150億円）

・森林整備関係予算への重点化（101億円）

・定額助成方式による森林整備（22億円）

・非公共事業を活用した新たな取組（33億円）

○ 人工林の高齢化等に対応した補助対象の拡大

①森林整備事業等

- ・31～45年生の間伐への補助を本格的に実施
- ・民間資金を活用した利子補給方式により、46年生以上の間伐を推進
- ・市町村に直接交付する交付金制度の創設〔新法関連〕

②治山事業

- ・水土保全機能の低下した保安林整備の対象年齢の引き上げ

○ 個人負担の軽減

①46年生以上の間伐に対して、民間資金を活用した利子補給及び事後精算方式の導入により、個人負担を軽減

②定額助成方式の森林整備により、個人負担を軽減

③施業の集約化、路網整備等による林業生産コストの低減

④国産材の安定供給体制の整備、木質資源を利用するビジネスモデルの構築等

⑤保安林における整備対象の拡充

○ 地方負担の軽減、平準化

①追加的な間伐等への地方債の適用及び償還金に係る普通交付税措置〔新法関連〕

②民間資金を活用し、地方負担を伴わない間伐を推進

③定額助成方式による地方負担を伴わない間伐を推進

○ 幅広い国民の理解と協力

○「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

①国産材利用を通じた適切な森林整備

②森林を支える担い手・地域づくり

③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画

林野公共事業の新たな展開方向

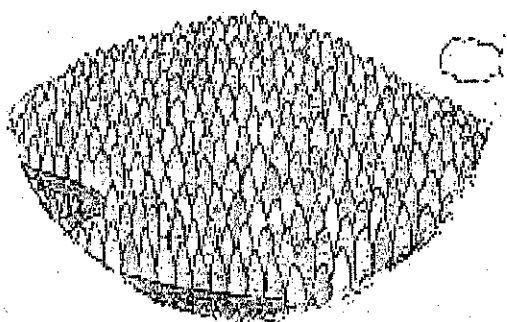
100年先を見通した多様な森林づくりの推進

今後、高齢級の森林が急増し利用期を迎える一方、施業が十分でなく森林の荒廃が懸念
多面的機能の発揮のため、充実しつつある森林資源を有効利用しながら多様な姿へ誘導する分岐点を迎えている状況

施業コストを低減しながら、地域の特色やニーズに応じ、広葉樹林化や長伐期化、針広混交林等の多様な森林づくりを推進

従来の整備

- 植栽してから50年程度で森林を主伐し（次世代の森林を育てるための伐採）、その後また植栽するサイクルを前提



今後の展開方向

- 森林の多面的機能の持続的発揮を図るための施策を推進
- 例えば100年近くにまで主伐の時期を大幅に引き上げ皆伐の頻度を低くし、大径木を生産する場合「長伐期化」、野生鳥獣の生息環境、景観、森林の総合利用に配慮する場合「広葉樹林化、針広混交林化」、特に土砂の流出を防ぐ場合「複層林化」を推進



- 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムを整備・普及

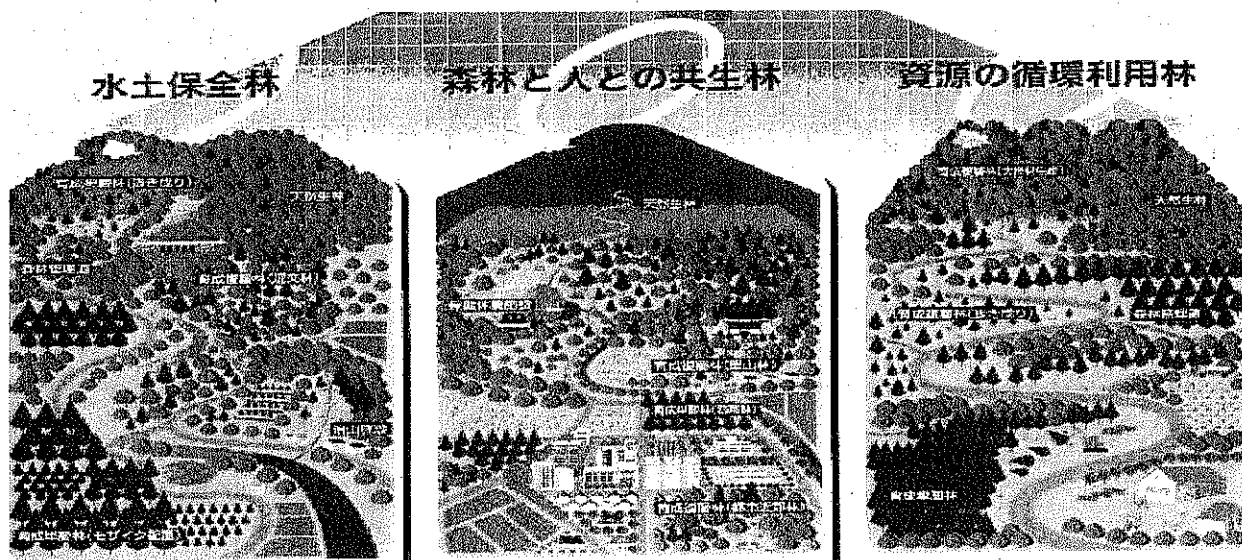
次代に引き継ぐ緑豊かな森林環境を創造

森林の有する多面的機能発揮のための森林整備推進の考え方

すいど
水 土 保 全 林

もり
森林と人との共生林

資源の循環利用林



すいど
水土保全林

1, 629万ha（全森林の7割）※

水源かん養、山地災害の防止を重視する森林

- 長伐期施業や複層林施業の推進
- 公的関与（例：治山事業）などによる森林整備

もり
森林と人との共生林

324万ha（全森林の1割）※

森林生態系の保全、生活環境の保全及び森林空間の適切な利用を重視する森林

- 自然環境等の保全や生物多様性の確保に配慮した広葉樹の整備、針広混交林化^{しんこうこんこうりん}の推進

資源の循環利用林

534万ha（全森林の2割）※

木材等の生産を重視する森林

- 環境保全にも配慮した小面積皆伐や伐採区域の分散などの森林整備の推進

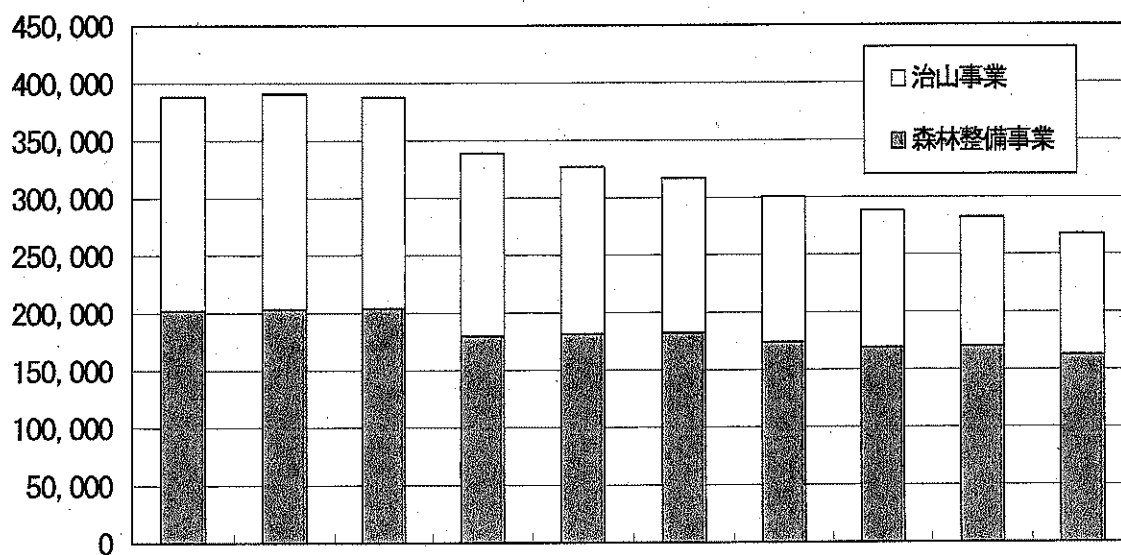
計画対象森林面積 合計

2, 487万ha（国土の約7割）※

※平成14年4月1日現在有効の資源現況調査の集計値。

5 林野公共事業予算について

○林野公共事業の予算額の推移(単位:百万円)



	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
当初予算	388,502	390,873	387,764	338,670	327,156	317,194	300,968	288,832	282,368	267,885
(対前年度比)	(101.5%)	(100.6%)	(99.2%)	(87.3%)	(96.6%)	(97.0%)	(94.9%)	(96.0%)	(97.8%)	(94.9%)
うち森林整備事業	202,198	203,469	204,062	179,789	181,587	182,469	174,192	169,210	170,356	162,635
(対前年度比)	(101.7%)	(100.6%)	(100.3%)	(88.1%)	(101.0%)	(100.5%)	(95.5%)	(97.1%)	(100.7%)	(95.5%)
うち治山事業	186,304	187,404	183,702	158,881	145,569	134,725	126,776	119,622	112,012	105,250
(対前年度比)	(101.2%)	(100.6%)	(98.0%)	(86.5%)	(91.6%)	(92.6%)	(94.1%)	(94.4%)	(93.6%)	(94.0%)

